

四條畷市子ども・子育て支援  
アクションプラン

2018年3月  
四條畷市

# 目次

---

---

1	趣旨	1
---	----	---

---

---

2	位置づけ	2
---	------	---

---

---

3	計画期間	3
---	------	---

---

---

4	施策の体系	4
---	-------	---

---

---

5	具体的な推進方法	6
---	----------	---

---

---

1	すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備	6
(1)	すべての子育て家庭への支援	6
(2)	就学前保育の充実	8
(3)	情報提供と相談体制の充実	10
(4)	次代を担う親の育成	11
(5)	子どもの生きる力を育成する教育・保育環境の整備	12
2	子どもの権利擁護の推進	14
(1)	子どもへの権利侵害対策の充実	14
(2)	障がいのある子どもに対する施策の充実	16
(3)	ひとり親家庭などの自立支援	20
3	母と子どもの健康の確保と増進	21
(1)	健診等と連携した子育て支援	21
(2)	子どもや母親の健康の確保	22
4	家庭と仕事の両立の支援	24
(1)	男女共同参画への意識づくり	24
(2)	就業環境改善への働きかけ	25
(3)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	26
5	子どもが安心・安全にらせるまちづくり	27
(1)	安心して外出できる環境の整備	27
(2)	子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	28
(3)	すこしやすい保育・教育環境の確保	29

---

---

6	進行管理	31
---	------	----

---

---

# 1 趣旨

わが国では、女性の社会進出や価値観の変化などを背景とした晩婚化や未婚率の上昇により、出生率の低下に伴う少子化が進み、また、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。

このような現状や課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新たな支え合いの仕組みの構築が求められ、2012年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。その3法のうちの一つである「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、本市では、2015年3月に「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」を基本理念とした「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の推進に取り組んできたところです。

一方で、本市の人口は、10年間で3%の減少が見られ、25歳から44歳までの子育て層においては27.8%もの減少となっています。これは、近年の少子化による影響のみではなく、本市の人口移動が転出超過の状態となっていることが要因であり、5年後の2023年にはさらに18.7%の子育て層の人口が減少すると予測されます。

このような状況を打破するため、2017年4月に「四條畷市子育て支援プロジェクトチーム」を発足し、どこよりも安心して子育てできる魅力ある環境づくりをめざし、子育て世代が「住み続けたい、あるいは引っ越して来たい」ほどの魅力をこの四條畷に創造することにより、現役世代人口の増加を図ることを目的に、本市独自の包括的な子育て支援施策の構築について検討を行い、2018年2月に「包括的な子育て支援の構築に向けた具体的な施策の検討結果報告」として取りまとめたところです。

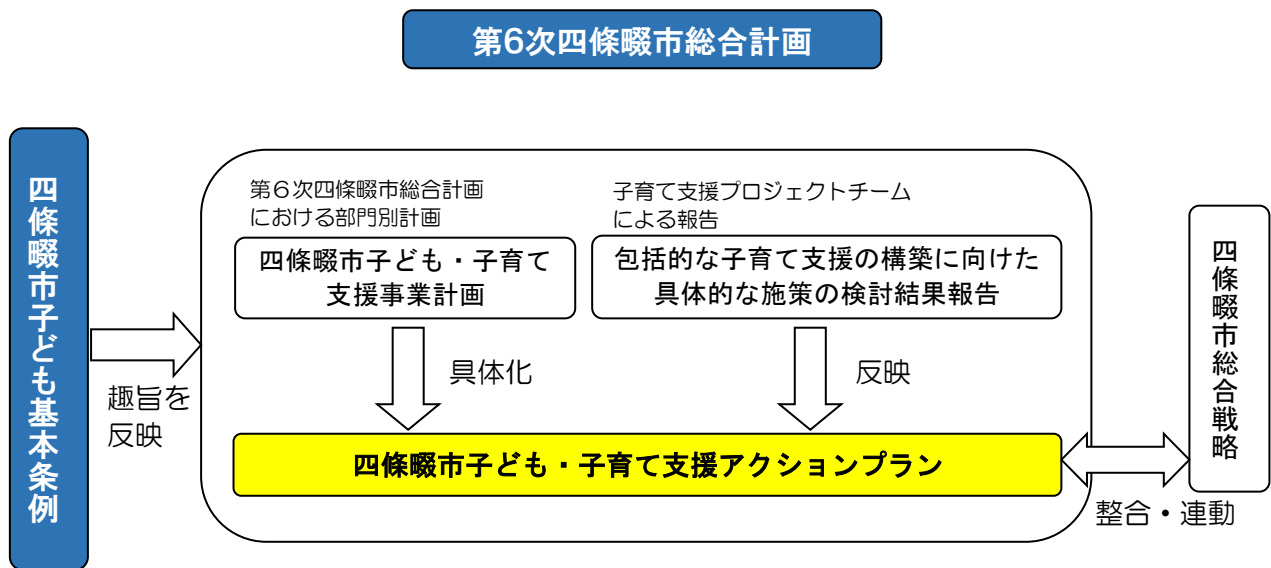
このようななか、四條畷市子ども・子育て支援事業計画の中間年である2017年度に、これまで当該計画に基づいて取り組んできた施策と、現役世代人口の増加を図るという趣旨から検討した施策を一体的に捉え、それを具体的に推進していくため、「四條畷市子ども・子育て支援アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）として行動計画を取りまとめるものです。

このアクションプランに掲げた取組みの結果として、「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」を実現するとともに、本市の人口減少の抑制を図ります。

## 2 位置づけ

アクションプランは、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定した「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）の下位計画として位置付け、当該事業計画に掲げた施策を具体的に推進するとともに、四條畷市子育て支援プロジェクトチームが取りまとめた「包括的な子育て支援の構築に向けた具体的な施策の検討結果報告」（以下「PT 報告」という。）を反映したものとなります。

よって、事業計画と同じように子育て支援に限らず、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備など、あらゆる分野を通じ、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。





# 4

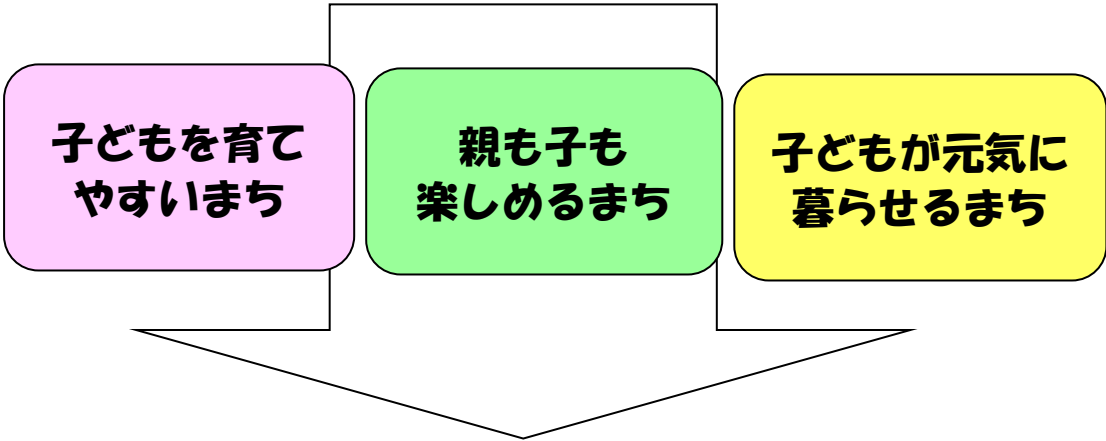
## 施策の体系

アクションプランの基本理念は、上位計画である事業計画及びPT 報告と同じものとし、基本目標や施策の方向については、子ども・子育て支援においてあらゆる分野を総合的・一体的に推進する事業計画のものを掲げて施策を展開していくこととしますが、現役世代人口の増加を図るため、PT 報告の3つの視点を優先的に意識して施策を推進していくこととします。

【基本理念】

子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり

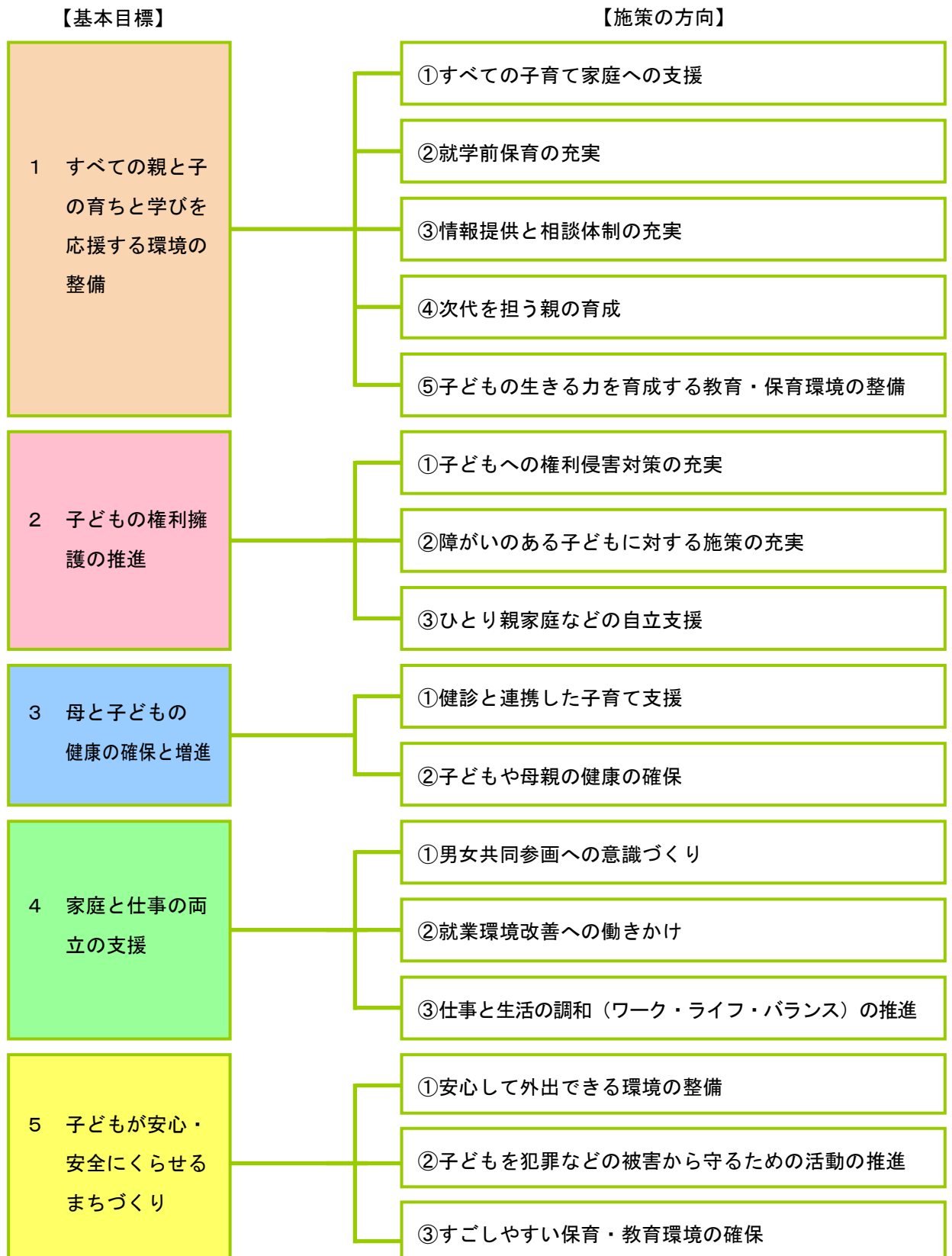
【3つの視点】



【基本目標】

- |                              |                  |                     |                  |                          |
|------------------------------|------------------|---------------------|------------------|--------------------------|
| 1<br>すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備 | 2<br>子どもの権利擁護の推進 | 3<br>母と子どもの健康の確保と増進 | 4<br>家庭と仕事の両立の支援 | 5<br>子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり |
|------------------------------|------------------|---------------------|------------------|--------------------------|

## 施策の体系図



## 5 具体的な推進方法

基本理念や基本目標に向けて、具体的に施策を推進していくために、各施策の方針ごとに実施していく事業をまとめます。特に、現役世代人口の増加を図ることを目的としたPT報告中の「子育て支援重点プロジェクト」に掲げる事業については、★印を付しており、優先的かつ重点的に実施することとします。

### 1 すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備

#### (1) すべての子育て家庭への支援

地域で子育てをしているすべての家庭が、安心して子どもを育てていくことができるように、子育て家庭への支援を行う人々や機関のネットワーク体制を活かし、多くの人にサービスや事業を周知し、それらの利用及び参加を促進します。特に、若い世代の活躍を支援するため、病児保育の拡充を検討します。

また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けた支援により、地域に根ざしたネットワークの充実を図り、子育て支援の向上に努めます。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 地域における子育てサービスの充実			
★ 病児・病後児保育事業 (病児保育)	子ども政策課	病児保育の拡充や新規設置等の検討を行う。	2020 (実施)
病児・病後児保育事業 (病後児保育)	子ども政策課	病後児保育を継続して実施する。	継続
病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	子ども政策課	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を継続して実施する。	継続
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て総合支援センター	4か所の施設と委託契約を締結しており、今後継続して実施する。	継続
子育て短期支援事業 (トワイライト)	子育て総合支援センター	1か所の施設と委託契約を締結しており、今後継続して実施する。	継続
一時預かり事業	子ども政策課	10か所で実施しており、今後継続して実施する。	継続
地域子育て支援拠点事業 (一般型)	子ども政策課 子育て総合支援センター	「つどいの広場」を継続して実施する。今後、事業のあり方について再検討を行う。	継続
地域に開かれた保育所事業	認定こども園 保育所(園)	各園で園庭開放、室内開放、季節の行事等を実施し、通園していない子育て家庭の親子に子育て支援を継続して実施する。	継続



事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
子育て相談事業の充実	子育て総合支援センター	育児相談事業を継続して実施する。	継続
家庭児童相談機能の充実	子育て総合支援センター	引き続き相談機能の充実を図る。	継続
主任児童委員、児童委員の子育て支援機能の充実	子育て総合支援センター 福祉政策課	主任児童委員及び児童委員の地域での見守りなどについて関係課と連携し、継続して充実を図る。	継続
四條畷市子ども家庭サポーター連絡会 (愛称：なないろねっと)	子育て総合支援センター	子育て講座を継続して実施する。	継続
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)との連携	福祉政策課	CSWと連携しながら地域での見守りを継続して実施する。	継続
預かり保育	子ども政策課 認定こども園	共働き家庭においても、幼稚園教育が受けられる体制づくりを実施するため、認定こども園での預かり保育を継続して実施する。	継続
子育て未就園児保育	認定こども園	未就園児2歳以上を対象として、保護者の相談の場や子どもの遊びの場の提供を継続して実施する。	継続
おやこ教室	子育て総合支援センター 認定こども園 保育所	在宅で子育てしている親子を対象に、親子教室を継続して実施する。	継続
子育て応援講演会	子育て総合支援センター 福祉政策課	子育て応援講演会を継続して実施する。	継続
地域子育て支援拠点事業(機能強化型)	子育て総合支援センター	子育て・子育て支援プログラムを公立・民間認定こども園、保育所(園)で実施しつつ、さらなるファシリテーターの養成を実施する。 また、小学生低学年向けのプログラムを引き続き実施する。	継続
養育支援訪問事業	子育て総合支援センター	養育者の育児負担軽減や、児童虐待未然予防を図るため、子育て支援員を派遣し家庭訪問等による育児相談や支援等を継続して実施する。	継続
② 子育て家庭への経済的支援			
児童手当	子ども支援課	児童手当制度に沿って継続して実施する。	継続
子ども医療費助成制度	子ども支援課	中学校3年生までを対象に所得制限なしで継続して実施する。	継続



事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
③ 保育サービスの多様化			
★ 病児・病後児保育事業 (病児保育) (再掲)	子ども政策課	病児保育の拡充や新規設置等の検討を行う。	2020 (実施)
病児・病後児保育事業 (病後児保育) (再掲)	子ども政策課	病後児保育を継続して実施する。	継続
病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型) (再掲)	子ども政策課	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を継続して実施する。	継続
一時預かり事業 (再掲)	子ども政策課	10か所で実施しており、今後継続して実施する。	継続
障がい児保育	子ども政策課	公立・民間すべての認定こども園、保育所等において障がい児保育を継続して実施する。	継続
延長保育 (時間外保育)	子ども政策課	保護者のニーズに対応するため、延長保育事業を継続して実施する。	継続
★ なわてふれあい教室の 待機児童の解消等	青少年育成課	施設整備や福祉との連携等により待機児童解消を図る。	2019 (実施)
④ 保育サービスの第三者評価への取組み			
保育施設の自己点検	認定こども園 保育所(園)	認定こども園、保育所の保健的環境や安全の確保などについて自己点検を継続して実施する。	継続
苦情解決システムの整備	認定こども園 保育所(園)	公立・民間すべての認定こども園、保育所(園)において実施するよう引き続き啓発を行う。	継続
第三者評価の実施	認定こども園 保育所(園)	公立・民間すべての認定こども園、保育所(園)において引き続き実施の検討を促す。	継続



#### (4) 次代を担う親の育成

次代の親となっていく子どもたちが、優れた道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 未来の「親」の育成			
乳幼児ふれあい体験	子ども政策課 認定こども園 保育所（園） 幼稚園	公立・民間認定こども園、保育所、幼稚園において中学、高校生体験学習を継続して実施する。	継続
母子保健と連携した思春期性教育	保健センター	赤ちゃん人形等の貸出しを継続して実施する。	継続
薬物乱用や非行防止に対する学習機会の充実	学校教育課 保健センター 小中学校	全小・中学校において薬物乱用防止教室を継続して実施する。 妊娠届提出時に禁煙啓発パンフレットを継続して配布する。	継続
② 人権意識の醸成			
男女平等教育	学校教育課 小中学校	男女共同参画社会実現に向けた人権教育を推進する。	継続
人権教育プログラム	学校教育課 小中学校 人権・市民相談課	教育振興ビジョンに基づく人権教育を推進する。	継続
人権意識の啓発	人権・市民相談課	行政職員研修会や講演会を引き続き開催する。	継続

## (5) 子どもの生きる力を育成する教育・保育環境の整備 ●●●●●●●●●●

子どもたちが社会の変化の中で、主体的に生きていくことができるよう、学校教育等を通じて知識・技術はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた確かな学力を身につけられるよう、地域の実態を踏まえ、創意工夫をしながら、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるようにしていきます。

また、小学校生活への円滑な接続をめざすべく共通の見通しが持てるよう認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携を強化します。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 子どもの生きる力の育成			
スクールカウンセラーの活用	学校教育課	スクールカウンセラーを活用し、生徒の心のケアや保護者の悩み・相談等に引き続き対応する。	継続
不登校児童・生徒への支援事業の実施	教育センター	学生ボランティアを活用し、不登校児童・生徒への支援事業を引き続き実施する。	継続
不登校児童に対するネットワークの構築	教育センター	学校支援チームを設置し、不登校児童に対するネットワークを引き続き構築する。	継続
帰国・渡日児童生徒の自立支援	学校教育課	自立支援通訳者を活用し、渡日児童生徒の自立支援を引き続き行う。	継続
教育相談及び適応指導教室の実施	教育センター	教育相談及び適応指導教室を引き続き実施する。	継続
問題行動への対応	学校教育課	コーディネーター育成研修を実施し、児童生徒一人ひとりの自尊心を養うきめ細かな対応を充実させる。	継続
課題を抱えた家庭への総合的支援	教育センター	学校支援チームを中心に総合的な支援を継続して実施する。	継続
学校評議員の設置	学校教育課 小中学校	学校評議員制度として、適宜会議を開催する。	継続
★ 特色ある保育内容の充実（再掲）	子ども政策課	プロジェクト型保育やドキュメンテーション記録の展開を図る。	充実
幼児教育の自己点検・自己評価	認定こども園 保育所（園） 幼稚園	公立・民間就学前施設において継続して実施する。	継続
教員資質向上プログラムの実施	認定こども園 保育所（園） 幼稚園 小中学校	教職員向け研修会や、保幼こ小中連携に係る研修を引き続き実施する。	継続
認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携	子ども政策課 認定こども園 保育所（園） 幼稚園、 小中学校	公立・民間認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校の連絡会議や、保幼こ小中連携を推進する研修を引き続き実施する。	継続
認定こども園の整備	子ども政策課	引き続き認定こども園への移行を支援する。	継続

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
② 子どもの多様な体験の充実			
★ 子どもと市内事業者との連携事業の実施	学校教育課 産業振興課	公民連携による職業体験等を実施する。	2018 (実施)
★ 自然体験等の充実	生涯学習推進課	野外活動センター等で自然体験等ができる機会を創出する。	2018 (実施)
③ 子どもの学力向上			
★ 公民連携による学力向上支援	学校教育課	大学や民間との連携による英語及びプログラミング授業を実施する。	2018 (実施)
★ 子どもの自習学習サポート	学校教育課	自習室の拡充や整備を実施する。	2018 (実施)
★ 教員の働き方改革	学校教育課 教育総務課	教職員の働き方の現状把握と多忙化解消に向けた対策を検討する。	2018 (検討)
★ 学校施設の再編	施設再編室 教育総務課	教育環境整備計画に基づく施設再編を実施する。	所管課の計画に基づき実施

## 2 子どもの権利擁護の推進

### (1) 子どもへの権利侵害対策の充実

「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取組みを総合的に進めていきます。

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待をしてしまった保護者への対応、家族関係修復支援など、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 虐待予防から予後の家庭支援まで			
虐待相談	子育て総合支援センター	市民や関係機関からの対応や通告、相談を引き続き実施する。	継続
虐待予防啓発	子育て総合支援センター	関係機関や市民団体等と児童虐待防止街頭キャンペーンを引き続き実施する。	継続
こんにちは赤ちゃん事業	保健センター	民生委員・児童委員の協力のもと、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を引き続き実施する。	継続
養育支援訪問事業	子育て総合支援センター	子育ての支援等が必要な家庭に、子育て支援員が訪問し、子育てに関する相談や沐浴やおむつ交換、遊び方など具体的な支援を実施する。	継続
世代間交流事業の拡充	青少年育成課	放課後の時間帯を活用して放課後子ども教室を継続して実施する。	継続
要保護児童対策ネットワーク会議	子育て総合支援センター	要保護児童対策ネットワーク会議での研修を継続して実施する。	継続
つどいの広場事業（再掲）	子育て総合支援センター 子ども政策課	在宅で子育てしている親子を対象に、交流できる居場所や育児情報等を提供する場所として、継続して実施する。	継続



事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
② 虐待防止ネットワーク活動の充実			
虐待防止ネットワーク への主任児童委員の参 画	子育て総合支 援センター	引き続き主任児童委員と連携し虐 待防止に取り組んでいく。	継続
四條畷市子ども家庭 サポーター連絡会 (愛称：なないろねっ と)(再掲)	子育て総合支 援センター	子育て講座を継続して実施する。	継続
③ いじめ、体罰等への対応			
(いじめ、体罰などへの 対応) 教職員の研修	学校教育課 小中学校	いじめについて、引き続き毎学期に 調査を実施する。 体罰については、職員会議などで注 意喚起を行う。 継続して教職員研修を実施する。	継続
(いじめ、体罰などへの 対応) 児童・生徒への相 談窓口の周知	学校教育課	いじめ、体罰などに対する電話相談 や相談窓口を引き続き児童生徒に 周知する。	継続
不登校児童に対する ネットワークの構築(再 掲)	教育センター	学校支援チームを設置し、不登校児 童に対するネットワークを引き続 き構築する。	継続

## (2) 障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいのある子どもやその保護者からは、福祉・教育分野などの行政というそれぞれの立場からの支援ではなく、その子の一生を見据え、その子を中心に据えた一貫した支援が出来るようなシステムづくりが求められています。

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組みを推進します。

また、発達障がいを早期に発見するとともに、障がいのある子どもに関する情報の集約を図り、利用者のニーズに合った支援が行えるフォロー体制の強化を図ります。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 地域で共に育つ環境整備			
障がい児保育（再掲）	子ども政策課	公立・民間すべての認定こども園、保育所等において障がい児保育を継続して実施する。	継続
人権意識の啓発（再掲）	人権・市民相談課	行政職員研修会や講演会を引き続き開催する。	継続
地域で支えあう関係づくり	子育て総合支援センター 福祉政策課	小地域ネットワーク活動として社会福祉協議会を母体に援助活動を引き続き実施する。	継続
② 子育て支援の総合的な対応力の強化			
子育て関係機関連絡会の開催等	子育て総合支援センター 障がい福祉課	子育て関係機関連絡会の開催及び研修会の実施を継続して実施する。	継続
要経過観察児に対する対応力の強化	子育て総合支援センター 保健センター 児童発達支援センター	1歳半健診や3歳半健診後のフォローを継続して実施する。	継続
家庭児童相談機能の充実	子育て総合支援センター	引き続き相談機能の充実を図る。	継続
障がい児ケアシステムの整備	子育て総合支援センター 保健センター 障がい福祉課 児童発達支援センター	障がい者自立支援協議会や子育て関係機関連絡会にて、課題の抽出と解決への検討を引き続き実施するとともに、ネットワークの構築を行う。庁内の障がい児施策検討委員会で障がい児支援についての課題を整理し中長期的な取組みを検討する。	継続

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
③ 地域のリハビリテーション体制の充実			
地域リハビリテーション体制の充実	児童発達支援センター	2016 年度から児童発達支援センターに移行し、障がい児への体制強化を行った。 障がい児一人ひとりが年齢、成長・発達に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら生活できるように、日常生活・社会生活を視野に入れたリハビリテーションを推進する。 現在の、理学療法士、作業療法士に加え、言語聴覚士の確保に努める。	継続
④ 障がい児施策の充実			
情報提供・啓発の強化	障がい福祉課	必要なサービスが受けられるよう、また、相談場所がわかるように、ホームページ等で情報提供を行うとともに、障がい児の理解を深めるための研修・啓発を実施。	継続
相談支援の充実	児童発達支援センター	心身の発達において配慮が必要と思われる 18 歳未満の児童および保護者を対象に、児童の成長に関する相談を通じ、適切な対応や必要な支援につなげることで、不安の解消を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促す。	継続
障がい児支援計画の作成	障がい福祉課 児童発達支援センター	障がい児の心身又は家族の状況に応じて、継続的かつ計画的な支援を行うため、アセスメントを実施し、総合的な障がい児支援利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況や障がい児の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、モニタリングを行う。	継続
児童発達支援センターの機能の強化	児童発達支援センター	地域の障がい児やその家族への相談や関係機関の連携など障がい児支援の中核的な機能を担う児童発達支援センターの機能の強化を図る。 具体的には、重症心身障がい児等にも対応する児童発達支援の実施、保育所等訪問支援の充実、言語聴覚士等の配置によるリハビリテーションの実施等に努める。	継続
児童発達支援事業	障がい福祉課 児童発達支援センター	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる就学前児童に対して、個別または集団による療育・訓練を行うことで社会への適応を促します。また、居宅訪問型児童発達支援が提供できるよう努める。	継続

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
放課後等 デイサービス	障がい福祉課	小学生以上 18 歳未満の通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、必要な支援を行うことで、本人の生活能力の向上や社会との交流、自立を促す。 重症心身障がい児にも対応する放課後等デイサービスの確保に努める。	継続
保育所等訪問支援 事業	障がい福祉課 児童発達支援 センター	障がい児が集団生活に適應することが出来るよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行なう。 必要な障がい児が支援を受けることができるよう、実施事業所の確保に努める。	継続
保護者支援の充実	児童発達支援 センター	保護者支援のための研修を開催する。 ペアレントトレーニングを実施するとともにペアレントメンター養成事業等の開催について検討する。	継続
日中一時支援事業	障がい福祉課	日中に見守り等の支援が必要な障がい児に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある子どもの家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供する	継続
移動支援事業	障がい福祉課	屋外での移動が困難な障がいのある子どもの外出の支援を行うことにより、自立生活・社会参加を促進する。	継続
障がい児通学支援 事業	障がい福祉課	一人での通学が困難な障がい児の通学時の安全、就学の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを趣旨に、保護者がやむをえない理由などにより学校への送迎ができない場合、通学支援ヘルパーを派遣して通学のための支援を行う。 また、ニーズに合った事業が実施できるよう、定期的な検討や見直しを行う。	継続
障がい児支援事業所 連絡会等との連携	障がい福祉課	事業所の連携を強化し、障がい児支援の質を担保するため、障がい児支援事業所連絡会と連携する。	継続
医療的ケア児支援のた めの関係機関の協議の 場の設置	障がい福祉課	医療的ケアが必要な児童の支援等について、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努める。	2018 (実施)

⑤ 保幼小中の連携

就学相談	学校教育課	相談窓口を設置し、随時受付し、個に応じた相談に対応している。	継続
巡回相談	学校教育課	リーディングスタッフを中心に就学前施設を訪れ、早期に支援が開始できるよう情報を共有する。	継続
個別の教育支援計画 (つながりシート、さぼーとシート)	学校教育課	スムーズな引継ぎを行うため、つながりシート、さぼーとシートの活用を促していく。	継続

### (3) ひとり親家庭などの自立支援

ひとり親家庭等が社会を構成するひとつの家族形態であるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、安定した生活を営むことができるとともに、子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① ひとり親家庭に対する相談体制の充実			
相談体制の充実	子ども支援課	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親相談体制を確立。 相談体制や情報提供体制を引き続き充実させる。	継続
養育費の確保策の強化	子ども支援課	養育費の取得促進に関する啓発や相談などの支援を行うための母子父子自立支援員を対象にした研修を引き続き推進する。 関係機関との連携を図る。	継続
★ 離婚問題専門法律相談員の派遣	人権・市民相談課	月1回弁護士による相談を実施する。	2018 (実施)
② ひとり親家庭に対する生活支援			
就業支援の推進 (母子家庭自立支援給付金事業) 安定した就業に向けた能力の開発	子ども支援課	高等職業訓練促進、自立支援教育訓練給付を引き続き実施する。 生活基盤の確立に向けた情報提供を引き続き実施する。	継続
生活支援策の推進 子育て支援策の推進	子ども支援課 子育て総合支援センター	大阪府のひとり親家庭等日常生活支援事業と連携を行い支援策を継続して実施する。	継続
③ ひとり親家庭に対する経済的支援			
経済的負担の軽減 (児童扶養手当)	子ども支援課	国の制度に沿って母子家庭、父子家庭を対象に実施する。 相談体制や情報提供を引き続き充実させる。	継続
ひとり親家庭医療助成制度	子ども支援課	大阪府の制度に沿った医療費助成を引き続き実施する。	継続
④ 人権尊重の社会づくり			
人権意識の啓発(再掲)	人権・市民相談課	行政職員研修会や講演会を引き続き開催する。	継続
地域で支えあう関係づくり(再掲)	子育て総合支援センター 福祉政策課	小地域ネットワーク活動として社会福祉協議会を母体に援助活動を引き続き実施する。	継続

### 3 母と子どもの健康の確保と増進

#### (1) 健診等と連携した子育て支援

妊婦健康診査・乳幼児健診等の母子保健における健康診査、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業等の訪問等の充実を図りながら、相談・健康教育等につなげ母子保健事業の一連の流れの中で子育て支援の充実を図っていきます。

乳幼児期からの食生活は生涯を通じての健康づくりの基礎となるため、健康的で主体的な食習慣が形成できるよう健康相談・健康教育等様々な機会を通じて食育を推進します。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 健診等の推進			
★ 5歳児の就学前健診の実施	保健センター 子育て総合支援センター	5歳児の就学前健診を実施する。	2021 (実施)
乳幼児健診の充実	保健センター	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診など継続して実施する。	継続
こんにちは赤ちゃん事業(再掲)	保健センター	民生委員・児童委員の協力のもと、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を引き続き実施する。	継続
② 「食育」の推進			
★ 乳児からの食育推進	保健センター 産業振興課	安心な離乳食の提供を農家や企業等との連携で取り組む。	2019 (実施)
★ 食育推進事業者への支援	保健センター 産業振興課	食育推進につながる事業者への支援を実施する。	2019 (実施)
★ 地場産野菜の活用促進	保健センター 産業振興課	食育事業者と連携し、安心な地場産食材の提供を促進する。	2019 (実施)
食に関するネットワークを活かした事業	保健センター	市民のつどいへの参加、食育媒体なわてレンジャー着ぐるみの貸し出しや、ぱくぱく通信の発刊を継続して実施する	継続
「楽しく食べる」食生活の実践	保健センター	だしのとり方、伝統食等の食育クッキング講座を引き続き実施する。	継続
育児・栄養相談	保健センター	栄養相談及び育児相談を継続して実施する。	継続
親子クッキング講座	保健センター	親子クッキング講座を継続して実施する。	継続
キッズ講座	保健センター	キッズ講座を継続して実施する。	継続





事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
② 小児医療の充実			
予防的取組みの充実	保健センター	予防のための知識について普及啓発を引き続き実施する。	継続
小児医療に対する情報提供の充実	保健センター	新生児訪問、まめびよ教室、4か月健診などで周知・啓発を継続して実施する。	継続
こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	保健センター	民生委員・児童委員の協力のもと、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を引き続き実施する。	継続

## 4 家庭と仕事の両立の支援

### (1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など、新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、様々な啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 男女共同参画への意識づくり			
男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	人権・市民相談課	男女共同参画週間にセミナーやDVネットワーク会議を開催する。講演会や研修会を継続して実施する。	継続
男女共同参画推進計画の進捗管理	人権・市民相談課	男女共同参画推進計画について、男女共同参画審議会で進捗管理を引き続き実施する。	継続
男女平等に係る啓発	人権・市民相談課	男女川柳の募集や男女共同参画講座を通じた啓発を引き続き実施する。	継続
人権教育プログラム（再掲）	学校教育課 小中学校 人権・市民相談課	教育振興ビジョンに基づく人権教育を推進する。	継続



### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ●●●●●●●●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① ワーク・ライフ・バランスの啓発			
男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発（再掲）	人権・市民相談課	男女共同参画週間にセミナーやDVネットワーク会議を開催する。講演会や研修会を継続して実施する。	継続
男女平等に係る啓発（再掲）	人権・市民相談課	男女川柳の募集や男女共同参画講座を通じた啓発を引き続き実施する。	継続
② 保育サービスの多様化			
★ 病児・病後児保育事業（病児保育）（再掲）	子ども政策課	病児保育の拡充や新規設置等の検討を行う。	2020 （実施）
病児・病後児保育事業（病後児保育）（再掲）	子ども政策課	病後児保育を継続して実施する。	継続
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）（再掲）	子ども政策課	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を継続して実施する。	継続
一時預かり事業（再掲）	子ども政策課	10か所で実施しており、今後継続して実施する。	継続
延長保育（時間外保育）（再掲）	子ども政策課	保護者のニーズに対応するため、延長保育事業を継続して実施する。	継続

## 5 子どもが安心・安全にくらせるまちづくり

### (1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が安心して外出できる環境整備に努めます。

また、より子育てしやすいまちをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めていきます。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 安心して外出できる環境の整備			
★ 通学路等の安全確保	建設課 学校教育課 教育総務課	道路整備や見守り等により、通学路等の安全確保を行う。	担当課所管 計画に基づ き実施
★ マナー条例の制定	生活環境課	路上喫煙防止やマナー向上等を定める条例を制定する。	2019 (実施)
★ 地域や民間との連携による公園管理	建設課	公民連携による公園の維持管理手法を検討する。	基本方針に 基づき実施
★ 親子で利用しやすい店舗登録	子ども政策課 産業振興課	お湯の供給等に協賛する店など、親子で利用しやすい店舗を登録し周知する。	2018 (実施)
★ 親子で楽しめるお店紹介等の冊子作成	魅力創造室	親子で楽しめる店舗等のMAPや紹介冊子等を作成する。	2018 (実施)
道路・公園などでの点字ブロック敷設・歩道の設置とフラット化	建設課	歩道整備を延長し、点字ブロックの敷設を引き続き実施する。	継続
公共施設・民間施設のバリアフリー化の推進	都市計画課	公共施設等のバリアフリー化を引き続き推進する。	継続
交通安全の推進	子ども政策課 認定こども園 保育所(園)	警察による認定こども園・保育所(園)・幼稚園等での安全教室を実施する。	継続

## (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進 ●●●●●●●●●●

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を実践するとともに、市民の自転車運転マナー、交通安全意識の向上を図っていきます。

また、警察、行政、就学前施設、学校、地域等の連携や協力による子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化します。

事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進			
★ 通学路等の安全確保（再掲）	建設課 学校教育課 教育総務課	道路整備や見守り等により、通学路等の安全確保を行う。	担当課所管計画に基づき実施
★ 子ども向け自転車スクールの実施	生涯学習推進課 建設課	マナー啓発や体力づくりの観点から警察や民間と連携し子ども向け自転車スクールを実施する。	2019 (実施)
犯罪など情報の共有化の推進	学校教育課	安まちメール※の活用や各学校におけるメール配信サービスの活用を引き続き促進する。	継続
子どもを対象とした防犯指導の実施	学校教育課 小中学校 認定こども園 保育所（園） 幼稚園	保・幼・こ・小・中で不審者侵入を想定した訓練を継続して実施する。	継続
地域の自主防犯体制の推進	学校教育課	地区の防犯委員等による地域見回りおよび学校安全協議会による学校受付業務など、防犯活動を引き続き実施する。	継続
「こども110番の家」の設置促進	学校教育課	「子ども110番」運動を引き続き推進する。	継続

※ 安まちメール

安まちメールは、ひったくりや、路上強盗、子供に対する声かけ等事案、通り魔などの「犯罪発生情報」とその被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。受信時間、知りたい情報の種別、知りたい地域を自由に設定できます。



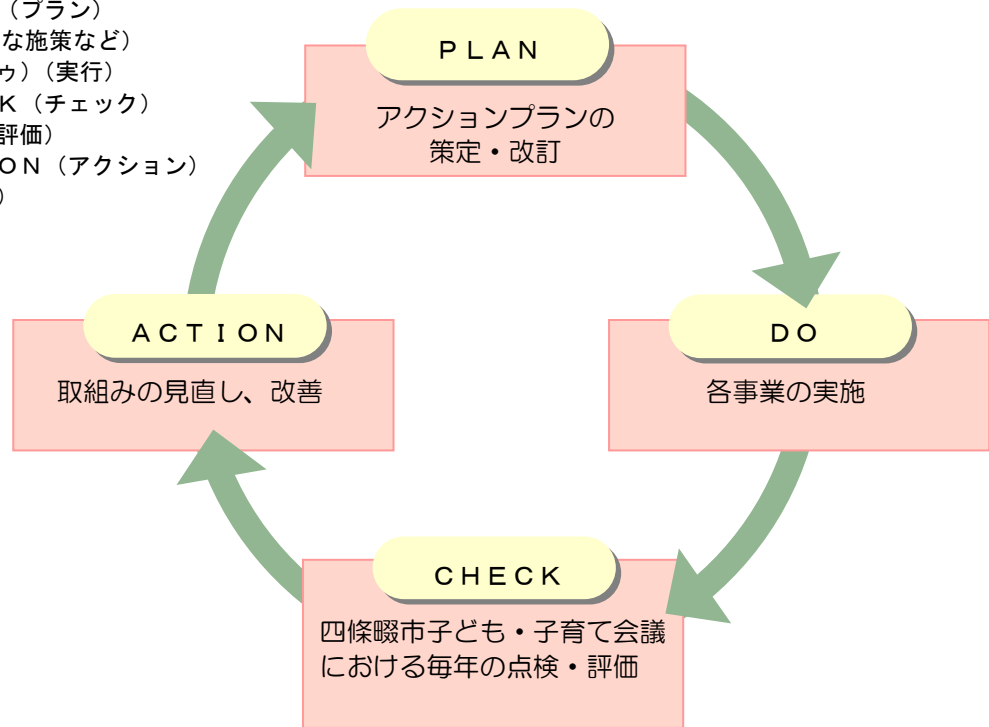
事業名	担当課	事業内容	事業開始 予定年度
④ 相談の場づくり			
子育てサロン・サークルの支援（再掲）	子育て総合支援センター	サークル支援連絡会やイベント実施の支援を継続して実施する。	継続
つどいの広場事業（再掲）	子育て総合支援センター 子ども政策課	在宅で子育てしている親子を対象に、交流できる居場所や育児情報等を提供する場所として、継続して実施する。	継続
★ なわてふれあい教室の待機児童の解消等（再掲）	青少年育成課	施設整備や福祉との連携等により待機児童解消を図る。	2019 （実施）
地域に開かれた保育所事業（再掲）	認定こども園 保育所（園）	各園で園庭開放、室内開放、季節の行事等を実施し、通園していない子育て家庭の親子に子育て支援を継続して実施する。	継続



## 6 進行管理

このアクションプランの進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方に沿って行います。

P=PLAN（プラン）  
（具体的な施策など）  
D=DO（ドゥ）（実行）  
C=CHECK（チェック）  
（点検・評価）  
A=ACTION（アクション）  
（見直し）



## 四條畷市子ども・子育て支援アクションプラン

平成30年3月

発行：四條畷市 健康福祉部 子ども室 子ども政策課  
〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121

0743-71-0330

FAX：072-879-2596